

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月22日  
支出負担行為担当官  
東京法務局長 秋山 仁美

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 九段第2合同庁舎事業系一般廃棄物、産業廃棄物、古紙廃棄物収集運搬及び処分業務一式
- (2) 仕様及び数量等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行場所 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
- (4) 履行期限 平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 千代田区長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。  
なお、市町村の一般廃棄物処理施設以外で処分する場合は、当該業を行う区域を管轄する市町村長から一般廃棄物処分業の許可を受けている者であること。
- (4) 東京都知事及び関係道府県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。  
なお、都道府県の産業廃棄物処理施設以外で処分する場合は、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事から産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。
- (5) 契約の相手方として不適當でなく契約の相手方として不適當な行為をしない者。  
なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。  
ア 契約の相手方として不適當な者

(ア) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

### 3 契約条項を示す場所及び入札説明書等の配布場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等の配布場所

〒102-8225

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎6階

九段第2合同庁舎管理室（東京法務局総務部会計課） 担当：伊藤

電話：03-5213-1258（直通），FAX：03-5213-1377

#### (2) 配布期間

平成30年2月22日（木）から平成30年3月2日（金）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（土・日，祝祭日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

### 4 質問書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 平成30年2月27日（火）午後5時00分まで

(2) 提出場所 前記3(1)のとおり

(3) 提出方法 書面（適宜の様式）にて持参，郵送，又はFAXのいずれかにより行うものとする。

なお，提出に際しては，事前に電話連絡を行うこと。

(4) 回答 平成30年3月2日（金）午後5時までに，適宜の方法で回答する。

## 5 事前提出書類（資格審査結果通知書等）の提出

- (1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを(5)、(6)のとおり提出すること。
- (2) 千代田区長及び関係市町村長が交付する「一般廃棄物収集運搬業の許可証」の写しを(5)、(6)のとおり提出すること。
- (3) 東京都知事及び関係道府県知事が交付する「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業の許可証」の写しを(5)、(6)のとおり提出すること。
- (4) 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書(役員等名簿添付)」を(5)、(6)のとおり提出すること。
- (5) 提出期限 平成30年3月2日（金）午後5時00分まで
- (6) 提出場所 前記3(1)のとおり
- (7) 提出方法 持参又は郵送による。郵送で書類を提出する場合には、封筒に「九段第2合同庁舎事業系一般廃棄物、産業廃棄物、古紙廃棄物収集運搬及び処分業務一式」と朱書きし、書留郵便等の到達確認が可能な方法を利用すること。
- (8) 事前提出書類（資格審査結果通知書等）については、当局が審査を行い、合格した者が入札参加資格を有する者とし、結果については、平成30年3月6日（火）午後5時00分までに適宜の方法で通知する。

## 6 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月7日（水）午後2時00分から  
九段第2合同庁舎地下1階共用A会議室

## 7 入札保証金及び契約保証金 免除

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語等  
契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、前記5に示す資格審査結果通知書等を指定期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内

容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお，落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は，予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 詳細は入札説明書による。

以 上